

有料職業紹介事業業務の運営に関する規程

事業所名 気仙沼製氷冷凍業協同組合

第1 求 人

- 1 本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れの職業紹介に限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共に申し込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 本書と職業紹介契約を締結する際には、事務費用を別表の料金表に基づき申し受けます。いったん、申し受けました求人受付に関する手数料及び技能実習生の選抜に係る当初職員の送出し国への渡航費・宿泊費等は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求 職

- 1 本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職者がインドネシア在住の場合は、インドネシアの取次機関であるコープインドネシアを経由し、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵便、ファクシミリ又は電子メールにてお申し込みください。ミャンマー在住の場合（取次機関グラブユアフューチャー）もこれに準ずる。
求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票及び所定の添付書類と共に申し込みください。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、外国人技能実習制度の範囲内において、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際して、求職者がインドネシア在住の場合はコープインドネシアを経由し求職者の方に、求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦在住の場合は直接求職者の方に、紹介において従事する

こととなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ミャンマー在住の場合（取次機関グラブユアフューチャー）もこれに準ずる。

- 4 求職者の方を求人者に紹介する際には、求職者がインドネシア在住の場合はコープインドネシアと本組合にて調整の上、求職者情報閲覧および面接等の方法により紹介を致します。求職者の方が外国人技能実習制度に基づき本邦滞在中の場合は、本書が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。ミャンマー在住の場合（取次機関グラブユアフューチャー）もこれに準ずる。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定し雇用契約（予約）を締結する際には、求人者から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用契約を締結しましたならば、求人者、求職者双方から本組合にその報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用契約を締結しなかった場合にも、同様に報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求職者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受け入れに限定するものです。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

附 則

この規約は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。

平成 24 年 12 月 1 日改正

令和 5 年 2 月 15 日改正